





## 税理士による小泉進次郎 後援会が総会開催

東京地方税理士政治連盟

議案審議終了後、臨

席された瀧浪寅治東京

院・自民党・神奈川11

区の定期総会が、11

月4日、セントラルホ

テル(横須賀市)にて

開催された(写真)。

出席者数48人(うち

来賓5人)の報告があ

り、来賓紹介の後、総

会の議案審議に入り全

ての議案について可決

承認された。

選挙中の小泉議員が

他の自民党候補者に対する応援活動について可決

は、マスコミやテレビ

が開始された。

総会終了後、小泉進

税理士政治連盟会長か

らあいさつがあった。

次郎議員による講演会

が開始された。

選挙中の小泉議員が

他の自民党候補者に対する応援活動について可決

は、マスコミやテレビ





# 城内実議員に聞く

# アクティブ

「税理士会は本気度が違う」



城内実（きうち・みのる）昭和40年4月19日静岡県浜松市生まれ。自由民主党・静岡県7区。平成元年に東京大学教養学部を卒業し外務省へ入省。平成15年11月に衆議院議員に初当選。平成26年9月4日から平成27年9月9日まで外務副大臣。平成29年8月より経済産業部会長。

きめ細かい要望活動は、他の団体にも見習ってほしいところです。もう一つは「税理士による後援会」を結成していただけたところです。私は100を超える各種団体と関係がありますが、政治団体として後援会を結成していただいているのは税理士会だけです。やはり本気度が違うなど高く評価しております。

そういうこともあって、税理士会は非常に身近であると同時に自分も本気で「税理士会の先生方のためになんとかしなければ」となっています。私はもともと外務省の職員でしたし、これまで外務大臣政務官や外務副大臣など、どちらかというと外交烟台だったのが、去年8月青天の霹靂で民主党の経済産業部会長になりました。そして部会長になってすぐに中小企業税制での大きな改正がありました。例えれば事業承継税制。制度はあれども、

きめ細かい要望活動は、他の団体にも見習ってほしいところです。もう一つは「税理士による後援会」を結成していただけたところです。私は100を超える各種団体と関係がありますが、政治団体として後援会を結成していただいているのは税理士会だけです。やはり本気度が違うなど高く評価しております。

そういうこともあって、税理士会は非常に身近であると同時に自分も本気で「税理士会の先生方のためになんとかしなければ」となっています。私はもともと外務省の職員でしたし、これまで外務大臣政務官や外務副大臣など、どちらかというと外交烟台だったのが、去年8月青天の霹靂で民主党の経済産業部会長になりました。そして部会長になってすぐに中小企業税制での大きな改正がありました。例えれば事業承継税制。制度はあれども、

会本税理士政治連盟は、340を超える税理士による国会議員等後援会を各地で結成し、税理士業界に理解のある議員を応援している。本紙では、後援会活動をさらに推進していくため、後援会長と被後援者に対し、後援会の日常活動についてや双方が望む後援会像についてインタビューを行っていく。その第1回目として、城内実後援会と浅野哲司後援会幹事長のインタビューを掲載する。(聞き手:南条吉雄後援会対策委員長、小倉恵一同副委員長)

## ■後援会の設立の経緯、組織の現状

——城内実議員後援会の設立の経緯、組織の現状等について本日所用で欠席の鈴木眞吾会長に代わって浅野幹事長より簡単に説明をお願いします

## 後援会の設立の経緯、組織の現状

ます。城内議員の地盤はほぼ浜松西支部なのですが、浜松東支部の一部も含めて、2つの支部で城内議員を応援しようということになり、ボトムアップで平成26年9月27日結成しました。現在は171人の後援会員がおり、新年会や無料相談の視察、国政報告の講演など活発に活動しています。

城内 後援会の方々には日々からとてもお世話になっています。今年で政治生活16年目に入りましたが、平成17年に小泉元総理が郵政民営化を問う選挙をしたとき、私は反対派として信念を貫き、自民党を離党し無所属で立候補しました。しかし強力な刺客を送られ、748票という僅差で落選し、4年近く浪人生活を送ることとなりました。そのような苦しいときに、強く私を応援してくださった方にたまたま税理士の先生が多かったのです。私の

母方の祖父も税理士でしたが、税理士さんは自治会長や浅野先生のように消防団員など地域に密着している方が多い。そんな地元の有力者である税理士の先生方が、税理士後援会結成前から個人個人で活動してくださっていました。

税理士会の方々はとても熱心に要望活動をされております。以下2つの理由から、私の関わっているたくさんの団体の中での私の税理士会に対する優先度が上がってきました。

一つは税制改正の陳情です。後援会の方からは、毎年、税制改正要望書をいただいています。予算とか税制改正大綱の時だけではなく年に何回も繰り返しお越しになるので、要望書の内容がだんだん頭に刷りこまれていきます。要望書のパンフも分かりやすいですし、手交している写真をしつかり撮影してお帰りになる。こうした熱心で

年間でたったの500件しか使われないのは使い勝手が悪いからです。黒字であるにも関わらず事業承継がましいかない企業も半数近くあるとります。今後経営者の年齢も高くなっていくと思いますので、制度をつくつする必要がありました。

私自身も制度を抜本的に変えねばならないと考えていたので、経済産業省、中小企業庁や、自民党的宮沢調会長をはじめとした関係者と相談ながら改正を進めてきました。また選挙公約にも「中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代・事業承継に資するよう、税制を含めた徹底した支援講じます。」と、抜本的な改正を掲げて選挙を戦いました。

そのかいもあって、経産部会長として党内をとりまとめることができ、事業承継の雇用用件について、事実上

てまい、後継者に過大な負担が生じるケースがありました。今回の改正では、う 経営環境の変化に配慮して、売却や廢業時の株価を基に納税額を計算するこ とになったほか、納税猶予の対象となる 株式数の上限を撤廃し（従来は3分 の2まで）、猶予割合も100%にな りました（従来は80%）。

私自身、事業承継税制は80点の改正 ができればいいと考えていましたが、 実際95点といえる出来で、自分でもび っくりするレベルだと思います。

しかし問題は、せっかく作った制度 をきちんと活用できるかどうかです。 経済産業省中小企業庁担当の自民党経 済部会長としては、全国の商工会議所 等各種団体に周知徹底が必要だと思つ ています。また、制度の手続きも簡素 化しなければなりません。これから制 度を磨き上げて、より使いやすくして います。また、制度の手続きも簡素 化しなければなりません。これから制 度を磨き上げて、より使いやすくして



### 城内議員による講演会の様子

先の特別国会において  
云の理事に就任しました。  
た。外交畠だったのが  
どんどん商工畠にな  
なってきており、よ  
りみなさんと関わり  
が深くなっていると  
思います。

浅野先生は外務副大臣も経験され、  
経済産業部会長でもあります。まさに日本  
の安心と経済の発展、その両面を兼ね  
備えていると思いま  
す。我々は城内議員  
に全幅の信頼をおい  
ていますが、やはり  
経済産業部会長に就  
任されてから非常に  
身近な存在になつた  
ように感じていま  
す。



城内実議員を囲んで。左から浅野後援会幹事長、城内議員、南条後援会対策委員長、小倉後援会対策副委員長（円内は欠席の鈴木後援会会長）  
(城内議員事務所で)

## 今後の日本の経済政策について

—経済産業部会長として、今後の日本の経済政策についてお聞かせください。

安倍総理の打ち出したアベノミクスは概ね成功だと思っています。マクロ経済学的に見ると、株価も民主党政権時代が8千円台で現在が2万円台です。有効求人倍率もかつてないくらいの数値であり、人手不足になるくらいです。だからといって、アベノミクスの成果が地方の隅々まで行き渡つ

京一極集中というわけではなく、各州に分散化が図られています。中央政府はベルリン、金融はフランクフルト、海運はハンブルクなど、都市機能の分散はドイツに見習うところがあるので

私は公正取引委員会も担当していますが、大企業だけが利益を挙げて海外に設備投資をして、内部留保がどんどん増えていく——という構造ではな

い。南北格差はありますが、日本の東

京一極集中というわけではなく、各州に分散化が図られています。中央政府

はベルリン、金融はフランクフルト、海運はハンブルクなど、都市機能の分

散はドイツに見習うところがあるので

はないかと思います。

城内 理念と言えば、やはり「国家

日税連（神津信一会長）は、1月11日、東京マリオットホテル（品川区）において新年賀詞交歓会を開催した。当団は、加藤勝信厚生労働大臣はじめ、うえの賢一郎財務副大臣、小倉将信総務大臣政務官など多数の国会議員を来賓に迎え、日税連と単位税政連では、会員をはじめ役員が対応に努めた。賀詞交歓会の出席議員は次のとおり。敬称略・順不同・紹介シックは本人出席・党派は1月11日現在。「自」＝自由民主党、「公」＝公明党、「立」＝立憲民主党、「希」＝希望の党、「民進」＝民進党、「維」＝日本維新の会、「由」＝自由党、「社」＝社会民主党、「無」＝無所属を表す。）

## 国会議員61人が来場

	衆議院	參議院	
本人出席	45人	16人	61人
代理出席	187人	79人	266人
合計	232人	95人	327人

遠藤 利明 山形1区 自 橋慶一郎 富山3区 自 山本 幸三 福岡10区 自  
阿久津幸彦 比例東北 立地 告白 田口一也 自 武田 良太 福岡11区 自



高木陽介議員

፩፻፲፭



海江田万里議員

፩፻፲፭



加藤勝信厚生労働大臣

文選卷



櫻田義孝議

卷之三



渡辺博道議

卷之三

野田佳彦議員

貞

塙田一郎議員  
(自民党・新潟県選挙区)山口那津男公明党代表(右端)と  
北側一雄議員(左端)松川るい議員  
(自民党・大阪府選挙区)

金田勝年議員

(自民党・秋田2区)

城内実議員

(自民党・静岡7区)

谷合正明議員

(公明党・比例代表)

羽田雄一郎議員  
(民進党・長野県選挙区)岡本三成議員  
(公明党・比例北関東)山口那津男公明党代表(右端)と  
北側一雄議員(左端)渡嘉敷奈緒美議員  
(自民党・大阪7区)佐藤茂樹議員  
(公明党・大阪3区)松川るい議員  
(自民党・大阪府選挙区)稻津久議員  
(公明党・北海道10区)荒井聰議員  
(立憲民主党・北海道3区)金田勝年議員  
(自民党・秋田2区)遠藤利明議員  
(自民党・山形1区)隈延議員  
(希望の党・岩手1区)城内実議員  
(自民党・静岡7区)福島みづほ議員  
(社民党・比例代表)大西健介議員  
(希望の党・愛知13区)谷合正明議員  
(公明党・比例代表)山本博司議員  
(公明党・比例代表)宮崎勝議員  
(公明党・比例代表)

## 北海道税理士データ通信協同組合誕生！ 皆様よろしくお願ひいたします。

当連合会は、平成28年7月に、新たに北海道税理士データ通信協同組合が加入し、全国9単位データ通信協同組合になりました。

達人シリーズ  
(税務ソフト)+ TACTICS財務  
(財務ソフト)+ 達人Cube  
(オンライン税務サービス)

### データ管理の達人

マイナンバーを含むマスター情報を一元的に管理し、「申告書作成ソフト」とシームレスに連携



### 電子申告の達人

電子申告データの作成から署名・送信までシンプルな操作で実現、電子申告に便利なさまざまな機能も提供

マイナンバー対策も  
これで安心！



**全国税理士データ通信協同組合連合会** (財務大臣認可)  
**Tel:03-3350-4522 FAX:03-3350-4628**

達人クラブは全国税理士データ通信協同組合連合会の組合員向けサービスです。達人シリーズ、TACTICS財務、達人Cubeは別途お申し込みが必要です。

お問い合わせ・資料請求 ▶▶ <http://www.zenkoku-data.net>  
E-mail: [jim-k@zenkoku-data.net](mailto:jim-k@zenkoku-data.net)



く。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分担すると、性格を有することで、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組み等に留意する必要がある。

個人所得課税の見直しについては、個人の負担に直結するものであることから、累次の改正の影響も見極めながら、引き続き丁寧に議論を進めていくこととする。

△与党税制改正大綱▽  
第一 平成30年度税制改正の具体的な内容

### 一 個人所得課税

#### 1 個人所得課税の見直し

(1) 紙与所得控除等  
(国税・地方税)

① 紙与所得控除について、次の見直しを行う。

イ 控除額を一律10万円引き下げる。

ロ 紙与所得控除の上限額が適用される紙与等の収入金額を850万円、その上限額を1,950万円に引き下げる。

② 上記①の見直しの結果、紙与所得控除額は次のとおりとなる。(表省略)

③ 特定支出控除について、次の見直しを行う。

従業員の常勤の給与	直接の所得に係る額	外の所得に係る額
宅旅費の制限に超えて支拂った額	20万円	20万円
源泉税の額	20万円	20万円
公的年金の額	25%	25%
控除額	360万円	360万円
控除の対象	0万円以下の額	0万円以下の額
控除の方法	(イ) 定額控除	(イ) 定額控除
控除の額	720万円	720万円
控除の対象	65歳未満60万円以上110万円未満の額	65歳以上110万円未満の額
控除の方法	(ハ) 最低保証額	(ハ) 最低保証額
控除の額	0万円を超過する合計所得金額の一定率控除額	0万円を超過する合計所得金額の一定率控除額
控除の対象	次の(イ)の額	(イ)の額
控除の方法	(ハ) の最低保証額	(ハ) の最低保証額
控除の額	満たない場合は(ハ)の最低保証額	満たない場合は(ハ)の最低保証額

（イ）定額控除の額	360万円
（ロ）年金等控除の額	360万円
（ハ）基礎控除額	25%
（イ）基礎控除額	0万円
（ロ）合計	0万円

上記①の見直しの基礎控除の額はとおりとなる。  
前年の合計所得金額が2500万円を超過する個人については、基礎控除の適用はできることとする。

上記①の見直しの基礎控除の額はとおりとなる。合計所得金額が20万円以下である個

合計所得金額	基礎控除額
20万円以下	48万円
20万円を超えて24万円以下である個	32万円
24万円を超えて25万円以下である個	16万円
25万円以上	0万円

上記①の見直しに、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額を算出する際の税率を下表に示す。

額が2400万円以上である所得割の納稅義務者 43万円

口 前年の合計所得額が2400万円を超過する所得割の納稅義務者 29万円

ハ 前年の合計所得額が2450万円以下である所得割の納稅義務者 15万円

（③）上記①の見直し伴い、前年の合計所得額が2500万円を超える所得割の納稅義務者については、地税法第37条及び第34条の6に規定する整控除を適用しないこととする等の所要の措置を講ずる。

（4）所得金額調整除  
（国税・地方税）  
① その年の給与等  
収入金額が850万円を超える居住者で、扶養親族を有するものとの総所得金額の又は年齢23歳未満の又は年齢23歳未満の扶養親族を有するものとの総所得金額の計算する場合には、ある同一生計配偶者と等の収入金額（そしょくと等の収入金額が1000万円を超える場合には、1000万円から850万円を控除了した金額の10%に相当する金額を、給与所の金額から控除する）以下略

税制等・研究開発費の拡大促進による見直し、継続する。  
（1）（2）（3）所得拡大促進税制

所得拡大促進税制は、平成29年度改正において税額控除が拡大された。この制度は、平成30年3月31日から開始する。年30年分までに成30年分までにされることがなるが、延長する必要である。

適用要件の一、適用年度の雇用等支給額が基準度（法人の場合）24年度、個人の場合は平成25年分）の二給与等支給額から割合増加すること。基準事業年度の雇用者支給額が多い事業は適用されないとなつて。制定する際には、基準事業年度を前々事業年度を前々事業にすること、平ら等支給額を算出するための継続雇用者の支給額の計算方法を見直すことなどすべきである。

△与党税制改正へ略▽――一部実現から、社会政策考慮に基づき非課税取引として課税取引を除外する

16. 非課税取引の実現から、社会政策考慮に基づき非課税取引として課

（略）  
大促進  
税制を  
こと。  
進税制  
控除の  
度は、  
大等が  
各事業  
合は平  
日まで  
に適用  
つてい  
ことが  
つに、  
者給与  
事業年  
は平成  
雇用者  
雇用者  
ら一定  
とがあ  
度が固  
で、基  
給与等  
業者に  
状況と  
度を延  
基準事  
法等を  
均給与  
するた  
給与等  
業年度  
付し又  
な限り  
税相当額  
費税相  
するこ  
の性格  
の範囲  
現項目  
大綱▼  
税標準  
税とさ  
し、課  
あり、後  
もの」と  
配慮に基  
て消費稅  
（第6条関  
基づく非課  
て消費稅法  
するこ  
るものと  
することに  
の性質から  
するこ  
るものと  
することに  
の計算や仕  
の計算を行  
に係る税種  
められない。  
や設備投資  
は、売上げ  
を受け取る  
ない一方で、  
の計算を行  
に係る税種  
められない。  
保険診療等  
健康新法等  
税相当額を定  
め、仕入れ  
上乗せする  
を行うこと  
い。このため  
引となる資  
をする者は、  
者ではない」  
らず、仕入れ  
費税について  
負担する仕  
ている。税額  
伴い、このき  
に大きくな  
が非課稅取  
る事業者の  
することが  
る。

人税額控除について、商品調達などの仕入に係る消費課税相当額は認められていたが、商品調達等による消費課税相当額の額控除は認めることはできなかった。特に、社会に係る消費課税相当額の額控除については、等により公に係る消費課税相当額の額控除は認められていたが、商品調達等による消費課税相当額の額控除は認めることはできなかった。

制度は、中小法  
問題の解決を図  
もに、雇用の確  
保と地域経済の活力維  
持から、事業承  
継のため創設された制度である  
。この制度によ  
る相続税額は、  
その非上場株式  
の課税価格の80  
%に応じて算定さ  
れる。この制度によ  
る相続税額は、  
その非上場株式  
の課税価格の80  
%に応じて算定さ  
れる。

支贈者が納付すべき  
与税のうち、その非  
場株式等へ一定の部  
に限る。)に対応す  
。相続税の場合も、  
額免除することを検  
べきである。

また、非上場株式等  
係る相続税・贈与税  
納税猶予制度につい  
、猶予税額が免除さ  
るのは、後継者の死  
は措置されていな  
。これに対して、一  
の要件を満たした農  
相続人は、相続税の  
旨書の提出期限後20  
を経過した場合に  
特例農地等のうち  
街化区域内の農地等  
相当する部分に係る  
を経過した場合に  
相続税が免除されるこ  
となつていい。非上  
株式等に係る相続税  
贈与税の納税猶予制  
について、年数基準  
導入を検討すべきで  
じと。

社会保険診療報酬等  
ひこれに係る経費  
事業税における社  
保険診療報酬等の課  
除外の措置を廃止す  
る。この措置は、社  
保険診療の安定化を  
算から除外され  
るため、社会保険診  
報酬に係る点数の単  
か政策的に決定され  
ことへの対応として

設けられたものでござる。されど、既に施行され、60年以上経過し、この目的は達成されたと言わざるを得ぬ。また過去の府税制調査会の答申においても、その見直しの必要性が指摘されてゐる。

したがつて、事業における社会保険報酬の課税除外の措置は、特定業種に対する優遇措置とも考へられ、社会的な不公平生じさせていために課税の公平の見地から廃止すべきである。

△与党税制改正大綱  
△略▽II 検討項目  
24. 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）への個人番号記載を見直すこと。  
住民税に係る特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）については、平成29年度からの年度分から従来等の個人番号が記載されることとなつて、が、事業者にとって安全管理措置の対象となる書類が増え、取扱いによる個人番号の誤り等のリスクも増える。

したがつて、特別徴収税額決定通知書（個人番号の記載については、記載を要しないと取扱いとすべきである。

△与党税制改正大綱  
△略▽実現項目▽

納 いわゆる申のと考のと直しれ  
▼ 納 稽記 義務 決定 税  
▼ 増え漏え郵送象とはいる載さ度以つ(特徴) 別徴  
▼ ではないへ(特徴) 別徴



病気やケガによる就業不能時の収入や高額な医療費などを補償  
万一の時の備えに2つの保険

## 団体所得補償保険

保険料は団体割引 30%を適用



### 安心の高額補償

税理士には月額最高200万円  
(関与先には月額最高50万円)

### 通算支払期間 1,000日

保険金通算支払期間  
1,000日に達するまで  
契約は継続

### 無事故戻し 20%

保険期間中無事故の場合  
払込保険料の20%をお戻し  
※中途脱退の場合、お支払いはありません。

### 天災危険も補償

地震、噴火またはこれらによる  
津波などの天災による就業不能  
※傷害死亡・後遺障害の補償は  
損害保険ジャパン日本興亜株式  
会社のみの取扱いとなります。

### 医師の診査不要

ご加入は健康状態の  
告知のみでOK  
※告知の内容によってはご加入の  
制限がかかる場合があります。

### 税理士の新規・継続加入

新規加入は満79歳、  
継続加入は満84歳  
※損害保険ジャパン日本興亜株式  
会社のみ、関与先は新規・継続  
加入ともに満69歳

### 自宅療養も補償

入院だけでなく  
医師の指示に基づく  
自宅療養も補償

### 一部の精神障害も補償

気分障害(躁病、うつ病等)、  
統合失調症などの  
精神障害も補償

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
東京海上日動火災保険株式会社

## 新・団体医療保険

医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約  
・がん保険特約等セット団体総合保険

保険料は団体割引 30%を適用

### 基本補償(病気やケガによる)※MB型に4口ご加入の場合

#### 入院補償

1日目から  
入院保険金を  
お支払い  
基本補償  
1日 20,000円

#### 手術補償

重大手術 80万円、  
それ以外の  
入院中の手術に  
40万円をお支払い  
※外来での手術は10万円

#### 通院補償

通院日額  
1日 12,000円  
※病気による入院4日  
超で退院後の通院、  
ケガによる通院は90  
日を限度で補償



### オプション

#### 先進医療・臓器移植補償

病気やケガで先進医療(注1)や  
臓器移植を受けた  
費用を補償  
(最高500万円)

#### 三大疾病診断補償

三大疾病(注2)と  
診断されたときに  
100万円をお支払い

#### がん補償上乗せパック

がんになった時、  
診断から退院まで  
トータルに補償  
がん診断保険金 100万円等  
※外来治療日額5,000円(45日限度)

#### 弁護士費用補償

被害事故、人格権侵害、  
借地借家、遺産分割調停、  
離婚調停などのトラブル時  
法律相談通算10万円限度、  
弁護士委任費用  
通算300万円限度  
※個人賠償責任も補償

(注1) 「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。  
(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html)

(注2) 1.初めてがんと診断確定された場合 2.がんが完治後、再発・転移した場合 3.がんが新たに生じた場合 4.急性心筋こうそく(再発性心筋こうそくを含みます。)または脳卒中を発病し、入院を開始した場合に保険金をお支払いします。

※このご案内は概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をよくお読みください。  
詳しい内容については下記の取扱代理店までお問い合わせください。

SJNK17-17536(2018/01/17) 17-T09865(2018年1月作成)

### 取扱代理店(お問い合わせ・資料請求先)

#### 株式会社全税共サービス TEL.03(5740)8364

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階  
<受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日を除きます。)>

#### 株式会社日税サービス TEL.03(5323)2111

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階  
<受付時間:9:00~17:30(土・日・祝日を除きます。)>

## 全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>